

第十五回 参議院農林委員会會議録第二十五号

昭和二十八年三月六日(金曜日)午後二時八分開会

委員の異動

本日委員山縣勝見君辞任につき、その補欠として西山亀七君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君  
理事 滝井治三郎君  
三橋八次郎君  
東 藤君

委員

池田宇右衛門君  
小串 清一君  
西山 亀七君  
宮本 邦彦君  
小林 亦治君  
鈴木 強平君  
大島 秀一君

衆議院議員

政府委員

農林省農林 小倉 武一君  
経済局長 長谷川 清君  
農林省畜産局長 長谷川 清君  
事務局側 常任委員 安楽城敏男君  
会専門員 倉田 吉雄君  
常任委員 倉田 吉雄君

本日の會議に付した事件  
○飼料の品質改善に関する法律案(衆議院送付)  
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(山崎恒君) それでは只今から委員会を開会いたします。

先ず飼料の品質改善に関する法律案を議題に供します。本法律案は昨五日衆議院議員中馬辰辰君外二十四名によつて予備審査のため提出せられ、即日当委員会に付託せられたものであります。これより提案理由の説明を提案者の大島さんからお願いたします。

○衆議院議員(大島秀一君) 提案者を代表いたしました。只今議題と相なりました飼料の品質改善に関する法律案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

旧藤成立を見ました飼料供給安定法により、一応飼料の量的確保並に価格の安定を図る見通しがついたのであります。飼料の品質の改善向上につきましては、今日までしばしば問題となりつつ、遺憾ながら未だ何らの措置も講ぜられていないのが現状であります。

飼料と同じく重要な農業資材であります。肥料については、明治三十四年十二月施行せられたる以来実に四十二年間の長きに亘り肥料の取縮根拠法規として、その品質の向上に寄与すると共に、農民の施肥技術の進歩に資するところが極めて多かつたのであります。又、他の重要な農業資材、例えば米、麦の種子、その他の種

苗、農薬等につきましても、昭和二十二年以来、それら主要農作物種子法、農産種苗法及び農薬取締法として立法措置が講ぜられ、食糧の増産、経

営の安定、農業技術の進歩向上に裨益しておるのであります。翻つて、畜産振興の基礎資材たる飼料を見ますに、戦時中以来の飼料不足の状態の下におきまして、不正又は不適当な飼料のため、消費者に対して不測の損害を与えることが多かつたのみならず、善良な飼料業者に対しても一方ならず迷惑を与えて来たのであります。

今や畜産振興、有畜農業経営の確立が、農業政策上の主要課題となつているのであります。畜産経営の合理性と採算性を確立いたしますためには、この際畜産経営上最も比重の大きい飼料の品質の均質化と向上を図りますこととが、緊急不可欠の要件でありまして、飼料の量的確保価格の安定のための措置と併行して、その質的対策を樹立いたすべく、ここに本案を提出することにいたしました次第であります。

次に法案の主要な内容を申し上げます。第一に、飼料特に配合飼料を中心といたしまして、その製造業者又は輸入業者の希望によりまして、飼料の登録を行うことにいたしましたこととあります。第二に、登録を受けた飼料には、必ず名称、その含んでいる蛋白質、脂肪、水分等の成分量その他を明記した保証票を、その容器、包装の外部に添附させることにいたしましたこととあります。これによりまして消費者である農民は成分の保証された飼料を、安

んじて購入し、消費することができるようでございます。第三に、登録飼料を主といたしまして、異物の混入、保証成分量等を取締るため、政府は、必要に応じて採取検査を行うことにいたしましたのであります。

以上が本法案の主要な骨子であります。御可決を賜わらんことを御願ひ申し上げます。○委員長(山崎恒君) 本法律案の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(山崎恒君) 次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。この法律案の内容は極めて簡単でありますから、説明を省略いたしました。直ちに質疑に入りませう。

○東藤君 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に關連して、三、三、三をいいたしたいと思います。この第四條の規定の改正、これは問題ではありませんが、これに關連して附則の変更によつて農山漁村電気導入促進法の第四條の規定の改正をやつておるわけでありませう。この規定を見ますと、政府は「貸し付けけるものとする。」と、こういうふうな規定に規定してあるものを改正をいたしました。貸し付けける場合には、「云々と、こういうふうな規定が自由裁量で貸し付けけることができるように書いてあります。これは農山漁村電気導入促進法を制定

した場合に非常に強ゆるうとしたものを何かこれによつて緩和をしておるようには思ひますので、どういふわけのようないふ改正をするか、そのことをちよつとお伺ひいたします。

○委員長(小倉武一君) お尋ねの件は御尤もでございますが、実は電気導入促進法の建前といたしましては、これは当時は政府が特別会計で貸し付けをする、従ひまして法律で貸し付けを現行法のような貸し付けのものとするという建前を講ずることは、これは政府を制約することからよろしかつたのであります。公庫というこの独立の機関になりますと、政府とは若干趣きを異にしますので、前の建前のようによつて、これは一種の金融機関でございますので如何かと、こういうふうなことで表現を和らげたのでございまして、趣旨とするところを別段変えるつもりはないのであります。

○東藤君 そうすると、これはただ金融公庫法ができたことによつて別に弱めたというものではないかと、こういうふうな解釈をしてよろしいですか。

○政府委員(小倉武一君) 実際上は御質問のような趣旨で弱めたようなつもりで運用はいたさなかつたのであります。○東藤君 農山漁村の電気導入促進法がこの金融公庫の關係に關連をしますことによつて、前の農山漁村の金融の場合に貸し付けたもので小水力關係のも



〔理事滝井治三郎君退席、理事三橋八次郎君委員長席に着く〕

○理事(三橋八次郎君) 速記を始め、次に海岸保全法案の件でございませぬが、本件につきましては速記をはずして懇談に移しまして協議をお願いいたします。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(三橋八次郎君) 懇談会に移します。

午後二時四十五分懇談会に移る。  
午後三時十四分懇談会を終る。

○理事(三橋八次郎君) これにて懇談会を閉じます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

三月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、飼料の品質改善に関する法律案(案)

飼料の品質改善に関する法律案  
飼料の品質改善に関する法律

(目的)  
第一条 この法律は、飼料の登録、検査等を行うことによつてその品質を保全し、もつて飼料の公正な取引を確保するとともに家畜家さんの飼養管理の合理化に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「飼料」とは、ふすま、油かす、魚粉等(これらを混入したものを含む)家畜家さんの飼養に供されるものとして農林大臣の指定するものをいう。

2 この法律において「成分量」とは、飼料が含有しているたん白、脂肪その他の成分を百分比で表わしたものをいい、「保証成分量」とは、製造業者又は輸入業者が、その製造(配合及び加工を含む。以下同じ)又は輸入に係る飼料につき、それが含有しているものとして保証する成分量の最小量又は最大量をいう。

3 この法律において「製造業者」とは、飼料の製造を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料の販売を業とする者をいう。

(製造業者及び輸入業者の届出義務)  
第三条 製造業者又は輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、農林大臣に、左に掲げる事項を届け出なければならない。但し、省令で定める製造業者は、この限りでない。

一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ)。  
二 製造業者にあつては製造する事業場の名称及び所在地  
三 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地  
四 製造又は輸入に係る飼料の種類及び名称  
五 その他省令で定める事項

2 前項に掲げる者は、同項の届出事項に変更を生じたときは、その日から一箇月以内、農林大臣に、その旨を届け出なければならない。

ない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

(飼料の登録の申請)  
第四条 前条第一項の規定により届出をした者は、省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る飼料について、その名称ごとに農林大臣に登録の申請をすることができる。

2 前項の申請を行う場合において、同一の名称で成分量の異なる二以上の飼料の登録の申請をすることができない。

3 登録の申請をする者は、一件につき二千元をこえない範囲内において、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録拒否等)  
第五条 左に掲げる場合には、登録を行わない。

一 異物の混入その他品質が著しく劣ることが認められるとき。  
二 第三項の規定による農林大臣の指示に従わないとき。

2 農林大臣は、第二十二條の規定により登録を取り消された者について、取消の日から三年間登録を拒否することができる。

3 農林大臣は、申請書の記載事項が当該申請に係る飼料の品質と異なるときは、その記載事項を訂正すべきことを指示することができる。

(登録)  
第六条 第四条第一項の規定により登録の申請を受けた場合において、農林大臣は、当該飼料につき、前条第一項各号の規定に違反していないと認めるときは、これを登録し、且つ、当該申請者に対し、左に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日  
二 登録の有効期限  
三 氏名及び住所  
四 飼料の名称  
五 飼料の用途  
六 保証成分量  
七 製造業者にあつては製造する事業場の所在地

(登録の有効期間)  
第七条 登録の有効期間は、三年とし、申請により更新することができる。

2 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定めるところにより、農林大臣に申請しなければならない。

3 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、一千元をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録の失効)  
第八条 左の各号の一に該当するときは、登録は、その効力を失う。

一 登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止した旨を届け出たとき。  
二 登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が終了したとき。

三 第二十二條の規定により登録を取り消されたとき。

(登録に関する公告)  
第九条 農林大臣は、登録をしたとき、登録の有効期間を更新したとき又は前条の規定により登録が失効したときは、左に掲げる事項を

附してその旨を公告しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日  
二 飼料の名称  
三 保証成分量  
四 氏名及び住所

(登録を受けた者の届出義務等)  
第十条 登録を受けた者は、左の各号の事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

一 氏名及び住所  
二 製造業者にあつては製造する事業場の所在地  
三 相続又は法人の合併若しくは分割により登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内、その旨を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

3 登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

4 登録を受けた法人が解散し、又は清算を終了したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

5 登録の有効期間が満了したとき、又は第八条の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者(第八条第二号の場合には清算人)は、遅滞なく、登録証を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない。

(保証票)

第十一条 第六条の規定により登録を受けた飼料(以下登録飼料という。)の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて飼料を譲り渡そうとするときは、その容器又は包装の外部に、左に掲げる事項を記載した保証票を附さなければならない。

- 一 保証票という文字
- 二 飼料の名称
- 三 飼料の用途
- 四 保証成分量
- 五 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
- 六 製造し又は輸入した年月
- 七 製造業者にあつては製造した事業場の名称及び所在地
- 八 正味重量
- 九 登録番号

2 前項各号の事項のうち登録証に記載事項に該当する事項については、これと異なる記載をしてはならない。但し、第十三条第一項但書の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用上の注意等の表示命令)

第十二条 農林大臣は、必要があると認めるときは、登録飼料の製造業者又は輸入業者に対し、当該飼料の使用上の注意又は原料の使用割合その他必要な事項を示して当該飼料の容器若しくは包装の外部又は保証票に記載すべき旨を命ずることができ、  
2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証にその旨を記載する。

(保証成分量と異なる飼料の譲渡の制限)

第十三条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて、当該登録に係る保証成分量と異なる成分量の飼料を譲り渡してはならない。但し、農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、前項但書の規定により許可を受けて当該飼料を譲り渡す場合において、その容器若しくは包装又は保証票に農林大臣の指示する事項を記載しなければならない。  
(保証票の偽造等の禁止)

第十四条 何人も、保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票を自己の販売する飼料若しくは包装に附してはならない。

2 何人も、登録飼料以外の飼料の容器又は包装、広告文等に、当該飼料が登録を受けた旨又は登録を受けたものであると誤認させる虞のある記載をしてはならない。  
(異物混入の禁止)

第十五条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その取り扱う飼料にその品質が低下するような異物を混入してはならない。  
(虚偽の宣伝等の禁止)

第十六条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料の成分量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。  
2 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料について、その成分のある名称を用いて誤解を生ずる虞のある名称を用いてはならない。  
(容器等の不正使用の禁止)

(販賣業者の公示の義務)

第十七条 何人も、他の製造業者、輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の飼料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装を不正に使用してはならない。

第十八条 販売業者は、登録飼料の容器又は包装を開き、又は変更して当該飼料を販売するときは、当該飼料の容器又は包装に附されてある保証票の写を、店頭その他見易い場所に呈示しなければならない。  
(帳簿の備付)

第十九条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を製造し又は輸入したときは、遅滞なく、その名称及び数量を帳簿に記載しなければならない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。  
(報告の徴取)

第二十条 農林大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者若しくは倉庫業者から、その業務に関し必要な報告を徴することができる。  
(立入検査等)

(違反の場合の行政処分)

第二十一条 農林大臣は、飼料の取締上必要があると認めるときは、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車その他飼料の製造、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料、その原料、材料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくはその原料を分析検査のため必要な最小量に限り無償で取去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び取去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
3 第一項の場合には、その職員は、省令で定めるところにより、その身分を示す証明を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により飼料又はその原料を取去させたときは、当該飼料又はその原料の分析検査の概要を新聞その他の方法により公表する。

第二十三条 農林大臣は、前条の規定により登録の取消をした後五十日を経過してもその登録を受けられなかつた場合において、これに對して不服がある者  
一 登録の申請をした後五十日を経過してもその登録を受けられなかつた場合において、これに對して不服がある者  
二 第五条第三項の規定による指示に對して不服がある者  
三 第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分に対して不服がある者

2 農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べた後当該申立に對する決定をしなければならない。  
(都道府県の行方取締)

第二十五条 都道府県は販売業者であつて製造業者又は輸入業者

定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に對し、あらかじめ、期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べた後当該申立に對する決定をしなければならない。

第二十四条 左に掲げる者は、第一号の者にあつては当該期間満了後二週間以内、第二号の者にあつては当該指示を受けた日から二週間以内、第三号の者にあつては当該処分の日から二週間以内に、それぞれその旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服の申立をすることができ、  
一 登録の申請をした後五十日を経過してもその登録を受けられなかつた場合において、これに對して不服がある者  
二 第五条第三項の規定による指示に對して不服がある者  
三 第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分に対して不服がある者

2 農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べた後当該申立に對する決定をしなければならない。  
(都道府県の行方取締)

第二十五条 都道府県は販売業者であつて製造業者又は輸入業者

第二十三条 農林大臣は、前条の規定により登録の取消をした後五十日を経過してもその登録を受けられなかつた場合において、これに對して不服がある者

第二十四条 左に掲げる者は、第一号の者にあつては当該期間満了後二週間以内、第二号の者にあつては当該指示を受けた日から二週間以内、第三号の者にあつては当該処分の日から二週間以内に、それぞれその旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服の申立をすることができ、

一 登録の申請をした後五十日を経過してもその登録を受けられなかつた場合において、これに對して不服がある者  
二 第五条第三項の規定による指示に對して不服がある者  
三 第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分に対して不服がある者

以外のものにつき、第十五条から第十八条までの事項を取り締る必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、必要な措置をとることができる。

2 前項の条例を定める場合には、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(委任事項)

第二十六条 この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条、第十四条第二項又は第十五条の規定に違反した者

二 第十四条第一項の規定に違反して保証書を不正に使用した者

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の登録を受けるに當つて不正行為をした者

二 第十六条又は第十七条の規定に違反した者

第二十九条 第二十二條の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十条 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項の規定による命令に違反した者

三 第二十条の規定による命令に對し報告をしない者又は虚偽の報告をした者

四 第二十一条第一項の規定による飼料、その原料若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對し虚偽の陳述をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し、相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人に對しては、この限りでない。

第三十二条 第十一条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第三十三条 第十条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者は、二千元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、昭和二十九年四月一日とする。

(現に製造業者又は輸入業者である者の届出)

2 この法律施行の際現に飼料の製造業者又は輸入業者である者が、その現に営んでいる製造又は輸入の事業について第三条第一項の規定によりなすべき届出の期間につ

いては、同条同項の規定にかかわらず、本法施行の日から三十日以内とする。

(農林省設置法の改正)

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 飼料の登録及び検査を行うこと。

第十一条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 飼料の登録及び検査に關すること。

昭和二十八年四月六日印刷

昭和二十八年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局